大阪城
2021 2/25 (木) 14144号
全港湾西成分会
ごえん 6647-4947

春めいてきて、花粉症の人は、くしゃみや鼻みずなどコロナがらみで冷たい厳しい目で見られて、電車の中では居場所がなくなりそうです。

ワクチンが医療関係者に打たれはじめて、心配や不安のガスぬきにはなっているのだろうか同じファイザー製ワクチンの英国では12万人以上の死者を出しているが、効果があるノ！との報告が出ているとかいう。いずれにしろ、高齢者も含め4月以降になるようだから、効果や副反応は、注意してよく見聞きして自分なりの判断をできるようにしておきたいものです。

死者はアメリカでは50万人をこえ、日本も毎日じわじわふえ続けており、7千6百人を超えてきています。もうすぐ3月。3/25からは福島から聖火リレーとかでオリンピックが動きはじめるが、政治はやる気一本で通しているが、どうだろうか。

9月までには、国会の総選挙をやらなアカンわけだから、6ヶ月少の間に、総選挙、オリンピック、国会閉会(6/16)、都議会選挙(7/4)むこう6ヶ月は激動の時になるが、今の静けさは嵐の前のものだろうか、コロナウイルスに制圧されているということだろうか。

「厚労相裁量権の逸脱」生活保護費減額は違法

生活保護費の引き下げは生存権を保障した憲法に反するとして、大阪府内の受給者42人が減額取り消しなどを求めた訴訟の判決で、大阪地裁(森鍵一裁判長)は22日、「厚生労働相が生活保護基準を減額改定した判断には裁量権の逸脱や乱用があり、違法だ」と述べ、基準に基づく自治体の減額決定を取り消した。

毎日新聞 2月23日朝刊

29地裁(原告約900人)に起こされた同種訴訟で2例目の判決で、受給者側の勝訴は初めて。引き下げが違憲かどうかは判断しなかった。

国は2013～15年、物価下落などを理由に、生活保護費のうち食費や光熱水費などの日常生活に充てる「生活扶助」を平均6・5%、最大10%引き下げた。削減総額は約670億円に上った。各自治体も、国が改定した生活保護基準に基づき支給額を変更。原告らは居住する大阪市など府内12市には減額決定の取り消し、国には1人1万円の慰謝料を求めていた。判決はまず、国が08～11年の物価下落を考慮し、生活保護基準を減額したことを問題視した。

08年は原油や穀物の価格高騰で物価が上がっており、同年を起点にすると、物価下落率が著しく大きくなっていた。また、国はこの間、物価が4・78%下がったと算定・したが、これはテレビやパソコンなどの物価下落を考慮したものだと指摘。生活保護世帯では、こうした品目の支出割合が一般世帯よりも低く算定根拠にはならないと判断し、「統計など〈の客観的な数値との合理的，関連性や専門的知見との整合性を欠く」と批判した。

その上で、「健康で文化的な最低限度の生活」という生活保護の趣旨を踏まえ、国が基準を改定した判断過程や手続きに「過誤、欠落がある」と指摘し生活保護法に違反すると結論付けた。国への慰謝料請求は退けた。名古屋地裁判決(20年6月)は、引き下げについて厚労相の「裁量の範囲内」と認め、受給者側の請求を棄却していた。

大阪地裁判決